

## ギリシアの2002年の古物及び文化遺産の保護に関する法に関して —対象・分類に関する第1章について—

正会員 ○江口久美\*

ギリシア 古物 文化遺産  
2002年

### 0.はじめに

ギリシアはヨーロッパにおける文化の起源であり、その文化は世界において今日でも重要な意味を持っている。しかしながら、現代における文化遺産の保護方法は日本においてあまり研究されておらず、その方法について研究する必要がある。そこで、本研究では2002年の古物及び文化遺産の保護に関する法について、概観を明らかにする。

### 1.ギリシアの歴史

我々が強くイメージに持っているいわゆる古代ギリシア文明は紀元前8世紀から花開く。395年にギリシアは東ローマ帝国領になり、ビザンチン文化の影響化におかれた。1456年からはオスマン帝国領となった。ギリシア王国は1830年に独立した。

### 2.保護法の歴史

最も古い保護法は、1834年の「古物」に関する法であった。しかし、技術不足、人材不足などの問題があった。また、分野横断的に保護を行うことはできなかった<sup>1)</sup>。

20世紀に入り、経済的な圧力に対抗して、文化遺産の保存に国が力を入れるようになり、古物修復局が設置された。ここで、ビザンチンからポスト・ビザンチンの記念物、のちには近代記念物まで対象が拡大された。

1932年の法律は記念物保護法で、現在も有効だが、民間の博物館の創設を主に推進することとなった。

1975年の法律では、「記念物とその周辺及び伝統的要素」は「国の保護」下におかれることが示され、不動文化財が下記のように分類された。1、古物。2、1830年より前の歴史的記念物。3、1830年以降の歴史的記念物。4、発掘地。5、自然景勝地とその領域内の建造物。6、暗黙の了解のある歴史的景勝地、7、建築群と歴史的地区、8、歴史的都市および集落。

この法律の問題は、単に指定するのみで、科学的価値も保護・修復の対象としての実効的価値も持たせなかったことである。国レベルの統一した目録がなかったことである。そのため、下記の団体が代替りの役割を果たした。①建築家で考古学者であるジャン・トラヴロス(Jean TRAVLOS)率いるグループが、全ての地方の記念物

の調査を行い、2,000の目録を作成した。②サロニック理工科学校歴史研究プロジェクトにより、あらゆる年代の7000の記念物の目録が作成された。③内務省により1973年に行われた建築家10グループによる集落調査。11,615件が集録された。④アテネ家屋センターによるギリシアの古代都市における都市構造調査。1968年から1974年にかけて21の地方にわたる23冊の報告書が作成された。⑤ギリシア建築家アソシエーションによるユービア島の記念物目録作成。2,000件が登録された。⑥パナキ博物館による写真アーカイブ。ビザンチン、ポスト・ビザンチン及びアテネの近代記念物が集録された。

### 3.2002年の法律の概要

これまでのギリシア政府は、古代遺跡の保護を重視していたが、常に違法な輸出の危機があった。このため、政府が保護する大義名分があった<sup>2)</sup>。

1990年代には、文化遺産の修復と保護が重要な課題として浮き彫りにされていたが、2002年の法律はこうした動きに対応している。

2002年の法律の正式名称は古物及び文化遺産の保存に関する法律であり、2002年3月26日に3028号法として施行された。概念と記念物保護の範囲を拡大し、全ての文化的伝統とあらゆる年代を対象としている。博物館セクターを法的に創設し。文化遺産にアクセスできる公権を規定しながら、民間の輸出入と美術品市場もより厳しく規制している。

10章75条で構成されている<sup>3)</sup>(表1)。

表1 2002年の法律の章構成

第1章	基本事項
第2章	不動記念物と空間
第3章	動的記念物
第4章	考古学的調査と記念物の保護
第5章	博物館
第6章	記念物と敷地への利用者のアクセス
第7章	経済的誘導
第8章	法人
第9章	罰則事項
第10章	特別事項、一時的事項、最終的事項

4.第1章基本事項に関して

第1章は5条により構成されている(表2)。

表2 第1章の構成

第1条	テーマ
第2条	概念と用語
第3条	保護の内容
第4条	記念物に関する国の目録
第5条	無形文化財の保護

表3 文化遺産の分類

古代記念物 または古記念物	前史から古代、ビザンチンを経てポスト・ビザンチン時代が終了する1830年までの文化財であり、第20条による。旧跡は、洞窟及び旧石器時代の遺跡を含む。
近代記念物	歴史的・芸術的・科学的に重要で保護が必要な1830年以降の文化財である。第6及び20条により区別される。
不動記念物	土地、地中、海底、湖、河川に存在する記念物で、価値または痕跡を損なわずにその場所から移動させることが不可能な文化財である。不動敷地は、施設・建造物・装飾及びその他の要素を含み、それらが敷地と周辺環境に直接的に結びついているものである。
動的敷地	財産として考慮される敷地である。
考古学的敷地	地面、海、湖または河川に存在する土地である。それは、古代から1830年までの古記念物の跡を残しているか残したもので、記念物群・住居群・または埋葬された旧跡である。考古学的敷地は、開放された必要な空間も含む。それは、記念物と歴史的、美的、機能的に連続する。
歴史的敷地 または地区	地面、海面、湖または河川に存在する。それは、歴史的または神話的な出来事が起こったという痕跡が存在するか存在した場であり、もしくは1830年以降の記念物または人工または自然物群の痕跡が存在するかもしれない存在した場である。それらは、区別された均質な空間であり、地形学的に定義される。
無形文化財	表現、活動、知識、情報、神話である。それらは、衣装、言伝え、舞踊、音楽、曲、能力または技術であり、民間における伝統的・文学的文化である。

まず、対象に関してだが、第1条によれば、2002年の法律は、現代または未来の世代の財産として歴史的な記憶を保存し、文化的環境を向上させることを目指しており、古代から現代に渡る文化遺産を対象としている。

次に、国の文化遺産についてだが、第2条により、表3のように分類されている。また、文化遺産に関する業務は文化省の中央または地方機関が行う。

更に、保護の内容についてだが、表4のように保護と一口に言っても単純な保護・修復に留まらない広範な活動が保護として示されており、「あらゆるスケールにおける開発、環境に関する計画及び都市計画または同様の影響を対象とする」と明記されている。

表4 保護の内容

α	認識、研究、登録、文献収集、及び要素の研究を行う。
β	維持し、破壊・変更及び直接的または間接的な全ての損傷全般を避ける。
γ	違法な発掘、盗難、輸出を避ける。
δ	管理し、万一の時は修復する。
ε	アクセスを容易にし、人々と対話する。
σ	現代社会生活における表現と統合。
ζ	文化遺産の教育、美的教育、及び世論の喚起。

最後に、記念物に関する国の目録についてだが、第4条によれば、記念物は文化大臣の提案による大統領のデクレによって指定される。その際に、記念物の指定タイプ及び保護の方法も同時に決定される。また、その際記念物に関するデータや権利関係情報等も明記される。指定記念物は、文化省の国立記念物アーカイヴに資料が収集されたのち、指定される。アーカイヴは文化省の該当組織による調査結果に基づいて、遅くとも3年以内に該当する記念物を登録する。

主要参考文献

<sup>1</sup> PAPAGEORGIU- VENETAS, Alexandre. "Le patrimoine architecturale de la Grèce", « Monumentum vol.14», Guildford, Surrey, Butterworth Scientific, 1976, pp.67-97

<sup>2</sup> European Heritage Network « Greece I. Changing Perspectives on Heritage Strategies», 英語, ([http://www.european-heritage.net/sdx/herein/national\\_heritage/voir.xsp?id=1.1\\_GR\\_en&qid=sdx\\_q0](http://www.european-heritage.net/sdx/herein/national_heritage/voir.xsp?id=1.1_GR_en&qid=sdx_q0)), (consulté le 27-11-2011).

<sup>3</sup> Ελληνική Δημοκρατία. "ΕΦΗΜΕΡΙΣ ΤΗΣ ΚΥΒΕΡΝΗΣΕΩΣ ΤΗΣ ΕΛΛΗΝΙΚΗΣ ΔΗΜΟΚΡΑΤΙΑΣ", Αθήνα, Ελληνική Δημοκρατία, 28 Ιουνίου 2002, pp.3003-3030

\*東京大学先端科学技術研究センター都市保全システム客員研究員

\*Invited Researcher, Urban Conservation Systems, Research Center for Advanced Science and Technology, Univ. of Tokyo